

議事日程 (第9号)

令和6年3月25日(月曜日) 午前10時開議

(開議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 令和5年度包括外部監査結果報告書の提出について
- 3 教育文化委員会の所管事務調査の報告について
- 4 請願・陳情の付託について

- | | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 令和6年度北九州市一般会計予算 |
| 第2 | 議案第2号 | 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計予算 |
| 第3 | 議案第3号 | 令和6年度北九州市食肉センター特別会計予算 |
| 第4 | 議案第4号 | 令和6年度北九州市卸売市場特別会計予算 |
| 第5 | 議案第5号 | 令和6年度北九州市渡船特別会計予算 |
| 第6 | 議案第6号 | 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算 |
| 第7 | 議案第7号 | 令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算 |
| 第8 | 議案第8号 | 令和6年度北九州市港湾整備特別会計予算 |
| 第9 | 議案第9号 | 令和6年度北九州市公債償還特別会計予算 |
| 第10 | 議案第10号 | 令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算 |
| 第11 | 議案第11号 | 令和6年度北九州市土地取得特別会計予算 |
| 第12 | 議案第12号 | 令和6年度北九州市駐車場特別会計予算 |
| 第13 | 議案第13号 | 令和6年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第14 | 議案第14号 | 令和6年度北九州市産業用地整備特別会計予算 |
| 第15 | 議案第15号 | 令和6年度北九州市漁業集落排水特別会計予算 |
| 第16 | 議案第16号 | 令和6年度北九州市介護保険特別会計予算 |
| 第17 | 議案第17号 | 令和6年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算 |
| 第18 | 議案第18号 | 令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算 |
| 第19 | 議案第19号 | 令和6年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第20 | 議案第20号 | 令和6年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算 |
| 第21 | 議案第21号 | 令和6年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算 |
| 第22 | 議案第22号 | 令和6年度北九州市上水道事業会計予算 |
| 第23 | 議案第23号 | 令和6年度北九州市工業用水道事業会計予算 |
| 第24 | 議案第24号 | 令和6年度北九州市交通事業会計予算 |
| 第25 | 議案第25号 | 令和6年度北九州市病院事業会計予算 |
| 第26 | 議案第26号 | 令和6年度北九州市下水道事業会計予算 |

- 第27 議案第27号 令和6年度北九州市公営競技事業会計予算
- 第28 議案第30号 北九州市事務分掌条例の一部改正について
- 第29 議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正について
- 第30 議案第33号 北九州市印鑑条例の一部改正について
- 第31 議案第34号 北九州市介護保険条例の一部改正について
- 第32 議案第35号 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について
- 第33 議案第36号 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 第34 議案第37号 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 第35 議案第38号 北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第39号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について
- 第37 議案第40号 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第38 議案第41号 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第39 議案第42号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第40 議案第43号 北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部改正について
- 第41 議案第45号 北九州市営住宅条例の一部改正について
- 第42 議案第46号 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 第43 議案第49号 地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について
- 第44 議案第53号 包括外部監査契約締結について
- 第45 議案第64号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第46 議案第65号 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第47 議案第66号 北九州市教育委員会委員の任命について
- 第48 議案第67号 北九州市人事委員会委員の選任について
- 第49 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第50 議案第69号 北九州市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第51 委員会提出議案第1号 北九州市立大学新学部設置について議会での議論を求める決議について
- 第52 議員提出議案第4号 北九州市議会委員会条例の一部改正について
- 第53 議員提出議案第5号 国会及び政府に対し自由民主党派閥の政治資金パーティー収入をめぐる不記載事件の真相解明を求める意見書について
- 第54 議員提出議案第6号 訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める意見書について

- 第55 議員提出議案 第 7 号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書について
- 第56 議員提出議案 第 8 号 若者のオーバードーズ（市販薬の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について
- 第57 議員提出議案 第 9 号 子ども・子育て支援金制度の撤回を求める意見書について
- 第58 議員提出議案 第 10 号 能登半島地震に対して国を挙げて支援を求める意見書について
- 第59 議員提出議案 第 11 号 派閥パーティー裏金事件の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書について
- 第60 議員提出議案 第 12 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書について
- 第61 議員提出議案 第 13 号 家族法制見直しの慎重かつ丁寧な議論及び検討に関する意見書について
- 第62 議員提出議案 第 14 号 商店街・市場の火災を予防するための対策の徹底強化を求める決議について
- 第63 議員提出議案 第 15 号 能登半島地震を教訓とした防災対策の見直しと強化を求める決議について
- 第64 陳情の審査結果について
- 第65 請願・陳情の継続審査について
- 第66 所管事務の継続調査について
- 第67 議員の派遣について
- 第68 会議録署名議員の指名

（閉 会）

会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から
- 日程第46 議案第65号まで
- 追加日程 議員提出議案第1号から
- 追加日程 議員提出議案第3号まで
- 日程第47 議案第66号から
- 日程第50 議案第69号まで
- 日程第51 委員会提出議案第1号
- 日程第52 議員提出議案第4号から
- 日程第63 議員提出議案第15号まで
- 日程第64 陳情の審査結果について
- 日程第65 請願・陳情の継続審査について
- 日程第66 所管事務の継続調査について
- 日程第67 議員の派遣について
- 日程第68 会議録署名議員の指名

出席議員 (57人)

1番	吉村太志	2番	佐藤栄作
3番	宮崎吉輝	4番	田中元
5番	中村義雄	6番	田仲常郎
7番	村上幸一	8番	井上秀耕
9番	戸町武弘	10番	香月耕治
11番	中島慎一	12番	渡辺均
13番	日野雄二	14番	鷹木研一郎
15番	西田一	16番	吉田幸正
17番	松岡裕一郎	18番	中島隆治
19番	渡辺修一	20番	富士川厚子
21番	金子秀一	22番	木畑広宣
23番	村上直樹	24番	渡辺徹
25番	本田忠弘	26番	成重正丈
27番	岡本義之	28番	木下幸子
29番	山本眞智子	30番	世良俊明
31番	三宅まゆみ	32番	森本由美
33番	河田圭一郎	34番	浜口恒博
35番	白石一裕	36番	奥村直樹
37番	大久保無我	38番	森結実子
39番	小宮けい子	40番	泉日出夫
41番	出口成信	42番	伊藤淳一
43番	高橋都	44番	永井佑成
45番	藤沢加代	46番	山内涼
47番	荒川徹	48番	大石正信
49番	松尾和也	50番	有大田絵里
51番	篠原研治	52番	大石仁人
53番	三原朝利	54番	大井上純子
55番	井上しんご	56番	村上さとこ
57番	本田一郎		

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	稲 原 浩
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千 賀 子
会 計 室 長	吉 村 知 泰	危 機 管 理 監	山 本 浩 二
市 政 変 革 推 進 室 長	白 石 慎 一	デジタル政策監	三 浦 隆 宏
技 術 監 理 局 長	丹 田 健 二	企 画 調 整 局 長	柏 井 宏 之
総 務 局 長	田 中 規 雄	財 政 局 長	上 田 紘 嗣
市 民 文 化 ス ポー ツ 局 長	井 上 保 之	保 健 福 祉 局 長	武 藤 朋 美
子 ども 家 庭 局 長	小 笠 原 圭 子	環 境 局 長	柴 田 泰 平
産 業 経 済 局 長	池 永 紳 也	建 設 局 長	石 川 達 郎
建 築 都 市 局 長	上 村 周 二	港 湾 空 港 局 長	佐 溝 圭 太 郎
消 防 局 長	本 脇 尉 勝	上 下 水 道 局 長	兼 尾 明 利
交 通 局 長	福 本 啓 二	公 営 競 技 局 長	中 村 彰 雄
教 育 長	田 島 裕 美	行 政 委 員 会 事 務 局 長	田 尾 弘

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	馬 場 秀 一
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほか関係職員

午前10時19分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から、2月29日の会議における発言の一部について訂正の申出がありましたので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、包括外部監査人から報告があつております。なお、その写しは各議員宛て送付しておりますので御了承願います。

次に、教育文化委員会から、お手元配付のとおり所管事務調査の報告があつております。

次に、請願1件、陳情6件を所管の常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第1号から、日程第46 議案第65号までの46件を一括して議題といたします。

委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

令和6年度予算特別委員長、38番 森議員。

○38番（森結実子君）令和6年度予算特別委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、去る3月5日の本会議において設置され、令和6年度予算議案及び予算関連議案の46件が付託された後、8日から22日まで3つの分科会で審査を行いました。

まず、分科会での審査の経過につきましては、お手元配付のとおりであります。

次に、22日の全体会において、16名の委員から議案第1号に対する組替え動議が提出され、提案理由の説明の後、4名の委員から質疑が行われました。その後、本件動議が賛成多数で可決されたことを受けて、市長より組替え動議がなされたことを重く受け止め、道路、河川、公園の除草に係る予算については、令和6年度6月補正予算を編成し、前年度と同水準の経費を確保するとの表明がありました。

次に、審査の結果につきましては、議案第3号から10号まで、12号から15号まで、17号、18号、20号、21号、23号、32号、35号から38号まで、41号から43号まで、45号、46号、53号、64号及び65号の以上30件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第1号、2号、11号、16号、19号、22号、24号から27号まで、30号、33号、34号、39号、40号及び49号の以上16件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。42番 伊藤議員。

○42番（伊藤淳一君）皆さんおはようございます。日本共産党の伊藤淳一でございます。会派を代表いたしまして、議案第1号、令和6年度北九州市一般会計予算外15件に反対し、その主なものについて討論を行います。よろしくお願いいたします。

武内市政の発足から1年、今議会で審査した新年度の予算案は、武内市長によって手がけられた事実上初めての当初予算であります。市政には今物価高騰から市民生活、市内事業者のなりわいを守るとともに、1月1日に発生した能登半島地震を教訓とした災害対策の見直し、そして、小倉北区魚町の大規模火災を検証し、市場・商店街を火災から守るための対応などが強く求められています。本市では、政令市中最も人口の高齢化と最低レベルの市民所得を背景に、市民にとって暮らしの向上と医療、介護、福祉の充実は極めて切実な願いであり、それらの課題への対応が本市行政に強く求められていることを討論に先立ち強く指摘するものです。

まず、議案第1号、令和6年度北九州市一般会計予算について述べます。

我が党は、物価高騰から市民の暮らしと事業者のなりわいを守るための本市としての取組を強く求めてきました。この物価高騰に対し最も効果ある対策として、我が党は消費税減税と従来の消費税非課税事業者に苛酷な消費税負担を強いるインボイス制度の廃止を、市として国に要請することを今議会でも強く求めました。これに対し市長並びに当局は、消費税減税を国に求めることは考えていない。国にインボイス制度廃止を要請する予定はないとする従来の答弁を繰り返しました。

内閣府が昨年11月から12月にかけて行った世論調査で、今の日本で悪い方向に向かっているものは何か尋ねたところ、物価と答えた人が7割近くに上り、昨年度に続いて最も高くなったと報道されております。これについて内閣府は、物価高が続き、経済的なゆとりがないと感じている人が減少していないことが背景にあるのではないかとしています。本市の対応は、物価高に苦しむ市民や事業者に寄り添おうとしない冷たい対応であると言わざるを得ません。

本市は、行財政運営の在り方を変革する必要があるとして策定した市政変革推進プラン案に基づき、2024年度予算案においては予算事務事業の棚卸しによって1,288項目、151億円の効果を見込んでいます。しかし、聖域なき改革と言いながら、事業に伴って借り入れた市債の元利償還や赤字補填など、本市の財政を圧迫しているA I M事業、スタジアム、ひびきコンテナターミナル等、これまでの大型箱物事業についての検証はされていません。

さらに、必要性が乏しく、採算性がない下関北九州道路計画を推進するとしていることは、改革とは真逆であり、説明がつかえません。加えて言えば、この道路は活断層である小倉東断層の上を通ることになっており、安全性が担保できないことを指摘するものです。改めて事業は中止すべきです。

一方、今回の予算事務事業の棚卸しによって、市民にとって身近な暮らし、福祉、医療、教

育、文化、まちづくりの予算が軒並み削減されようとしていることは重大であります。中でも生活保護費については、決算実績等を踏まえて16億円減額するという予算は認められません。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている2023年度決算予想を基準にして2024年度の生活保護予算を削減すれば、年度途中で不足することは明白です。

厚労省の集計で2023年1月から12月までの生活保護申請件数は、前年比7.6%増の25万5,079件となり、4年連続で増加しています。統計上、比較が可能な2013年以降で最も多くなっています。厚労省によると、コロナ禍で収入が落ち込み、困窮者向けの公的支援が縮小する中、食料品や光熱費などが値上がりし、貯蓄が減少したことで申請者が増えているということです。昨年12月単月の生活保護申請は1万8,675件で、前年同月と比べて5.6%増えており、12か月連続の増加となっています。コロナ禍の影響が長引いており、増加傾向はしばらく続くと見られております。

そもそも日本の生活保護の捕捉率は約20%と非常に低い状況です。生活保護利用者の約4倍が生活保護を利用できるのに、できていない現状があります。さらに、受付窓口での対応の問題も多々あります。今年1月25日の市議会保健福祉委員会には、生活保護の実施等に関する陳情審査における当局答弁の曖昧さの改善を求める陳情が出されています。例えば、生活保護の自立更生経費の周知徹底と積極的活用についても、当局の説明どおりの窓口対応は行われていないとの訴えと、当局の説明の曖昧さが問題視されています。

この間、周知を図る、職員の研修を徹底すると言いながら、生活保護関係職員研修事業についても決算実績等を踏まえた決算見直しとして、約20%がカットされています。水際作戦と言われる窓口での対応をさらに厳しくし、生活保護利用の縮小につながる予算削減は撤回すべきです。

小倉北区京町の文学サロンの廃止、市立美術館分館の休館など、文化に係る予算削減も看過できません。市長は昨年2月の就任記者会見で、文化というのは都市の潤いですし、経済や社会を元気にするための大きなエンジンになると私は思っていますと言っていましたが、その文化予算や教育予算を大幅に削り、子供たちが本物のアートに触れる機会を奪うことは、未来への投資にも反することになります。子供たちの教育活動に関わる平和のまちミュージアムスタディツアー、北九州グローバルゲートウェイ体験学習、ミュージアム・ツアーの3つの体験学習の廃止は、市長のこどもまんなかcity宣言とは矛盾するものと言わなければなりません。

また、私立学校に対する助成金の削減は、本市のこれまでの私学振興の取組を後退させるものであります。本市教育委員会は該当する学校に説明したとしていますが、それが一方的であったとの声が上がっており、何よりも本年2月になっての説明は、来年度の運営計画を立てている学校にとってはあまりにも唐突であります。福岡朝鮮学園への助成金削減は政令市比較によって判断したとしていますが、北九州市議会の全会派一致で決議したことを踏まえ、本市

の歴史や文化をないがしろにするものです。

これらの例は、どれを取っても市政変革推進プランが掲げている市民や関係団体に丁寧な説明をするという方針に反しています。今回、市の棚卸しの判断基準は、決算実績、政令市水準とするだけで、知見を生かした公平公正な判断基準に基づいたものではないと同時に、市民や議会の意見を踏まえ、市の一方的な判断で市民生活に密着した予算に大なたを振るうものです。市民に不可欠な身近な予算の削減は、市民の安全で快適な生活を脅かし、市民サービスの低下につながる問題です。しかも、市民と行政の間に新たな対立と分断を生み出すことが強く懸念されます。

学校給食調理業務の民間委託について述べます。

若松区のひびきの小学校で給食調理員が不足し、給食の提供に赤信号がともる事態が発生しています。元調理員は苛酷な調理現場の実情と、人員確保や引継ぎも困難な状況であることを厳しく指摘しています。本市による給食調理業務委託業募集に他の業者からの手が挙がらず、保護者からも、このままで子供たちに安全・安心の給食が提供できるのかと不安の声が上がっています。

問題の根本にあるのは、民間委託で学校給食を市場原理にさらして安定的な運営ができない状態にしているということです。全国的に低い委託料などの問題で給食業者が経営難に陥り、調理員が低賃金で苛酷な働き方を強いられている中での大量退職や、経営破綻して給食がストップする自治体も全国に生まれています。武内市長の言う質の向上どころか、給食の提供ができないかもしれない事態を本市でもつくっています。

学校給食調理業務の民間委託が、全国でも本市においても行き詰まりに直面していることは明らかです。本市教育委員会として今回の事態を深刻に受け止め、まずは委託契約を見直し、調理員の待遇改善を教育委員会の責任で取り組み、安心して働ける職場環境をつくること、そして、ひびきの小学校をモデル校として直営に戻し、市の責任で運営を行うべきです。

次に、議案第2号、国民健康保険特別会計予算について述べます。

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが解消したこと等により、2023年度に続き、1人当たりの医療費が高い状態で継続することが予想されていますが、被保険者数が前年比7.2%減の16万6,776人と大きく減少するため、保険給付費は20億円の減額です。被保険者数の減少及び県が2022年度決算剰余金を活用したこと等によって、国民健康保険事業費納付金は7.7億円の減額です。予算総額は979億円で前年度より25億円減少し、繰入金は114億円で前年度より3億円の増加となっております。それでも1人当たりの平均保険料は年額で8万3,227円となり、前年より2,710円、3.4%の増額となります。低い市民所得にのしかかる物価高に加えて、国民健康保険料の値上げが市民の生活に大きな影響を及ぼすことは必至であり、この議案に反対するものであります。

次に、議案第16号、介護保険特別会計予算及び議案第34号、介護保険条例の一部改正につい

て述べます。

厚生労働省は、訪問介護事業所が他の介護サービスより高い利益を上げているとの同省の調査結果をもって、2024年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げるとしています。ところが、同じ調査で全国の訪問介護事業所の36.7%、約1万2,600事業所が赤字状態であることも明らかになっております。引下げが実施されれば、これらが閉鎖、倒産に追い込まれる可能性もあり、在宅介護の崩壊が現実になりかねません。

我が党は、市内の全ての介護事業所を対象にアンケート調査を行い、約400件、20%を超える事業所から回答をいただきました。寄せられた回答は、現場の厳しい状況が訴えられております。例えば、光熱費、燃料費、食材費の値上がりによって9割近くの事業所が大きく影響を受けていると回答しています。賃金を上げてほしいとの声も多くありました。募集しても2022年度の有効求人倍率が15.5倍という状況で、ヘルパーの獲得は困難です。ハローワークに行っても見つからず、人材紹介会社に依頼すれば1件数十万円もかかります。

福祉・介護職員等処遇改善加算、4区分を取れない事業所は危機感を募らせております。処遇加算を取得すれば利用料が1割から2割の値上げとなり、利用者への説明と契約書の作業も加わってまいります。利用料を払える人は引き続き訪問介護を利用できますが、払えなければ在宅放置となってまいります。事業所と利用者に分断と格差を持ち込む改定です。これ以上の保険料の値上げは認められません。

次に、議案第19号、北九州市後期高齢者医療特別会計予算について述べます。

2024年度は後期高齢者医療制度の2年に1度の保険料改定の年度となっており、1人当たり医療費給付費の増加や、子育てを全世代で支援するための出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入等によって、1人当たりの保険料は前期比で年額8,696円、10.6%の引上げで、負担額は9万427円と大幅な増額になります。物価高騰に追いつかない低い年金額での生活を余儀なくされている多くの年金受給者にとって、今回の保険料引上げは極めて厳しいものであり、容認できません。

最後に、議案第30号、事務分掌条例の一部改正について述べます。

秘書室を廃止し、各局からの職員により市長の側近の体制を強化する市長公室を設置する組織改正について、市長に権限を集中することで市役所内部のトップダウンの系統が強化され、現場との双方向のコミュニケーションが取りづらくなるおそれはないのかとの指摘に対し、市長は官房的な機能として秘書課に戦略担当ラインを設置し、複雑化する政策課題に対して機動的かつ横断的な体制を図ると答弁しました。しかし、旧門司駅舎跡遺構の取扱いをめぐる問題や、行財政改革の棚卸し作業で市長と執行部による市民や関係団体、議会への説明や、その意見を十分に踏まえない独断専行が露呈いたしました。さらに、市長公室の設置で、議会と市長との対立、市民に分断と対立が加速化することを懸念するものです。

また、財政・変革局の設置は、行財政改革と財政局の一体化によって権限が集中し、行財政

改革の名による強引な予算統制により、市民に犠牲を強いる結果がもたらされることを強く危惧するものです。

以上、議案に対する我が党の反対の理由を述べました。

討論の終わりに申し上げます。

今議会においては、旧門司駅舎跡遺構の取扱いをめぐり、2023年度補正予算に関して議会は修正動議を可決しました。また、2024年度一般会計予算の審査において、道路、河川、公園の草刈り費用が前年度の予算に比して減額されたことについて、市議会は予算増額を求める組替え動議を可決し、市長は6月定例会にて補正予算を計上することを確約せざるを得ない状況となりました。

今議会において、そうした異常な混乱が連続して引き起こされることになったのは、市民や議会に対する説明が不十分であることや、議会を軽視する市長の姿勢に起因しております。そもそも議会に対して丁寧な説明がなければ、予算編成の前提が成立せず、十分な審議もできません。強引な市政運営は市と議会を対立させ、最後には市民との分断が生まれてきます。市民及び議会への丁寧な説明は、真摯な議論の大前提であることを指摘し、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）次に、37番 大久保議員。

○37番（大久保無我君）おはようございます。ハートフル北九州の大久保無我です。会派を代表して、令和6年度一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

令和6年度当初予算は、いわゆる市政改革が取り込まれる中で、これまで行われてきた業務の棚卸しを行い、都市の成長につなげるために資源投入を進めることを目指すという意気込みで編成されたということです。当初予算は対前年比187億円、3.1%増の6,279億円で過去2番目の規模となっています。

かねてより市長は本市の財政状況が政令市最下位グループであるからとして、あたかも本市財政が危機的であり、破綻寸前という主張をなされてきました。本市が本当に財政危機であるならば、予算規模や事業の縮減、投資的経費を大幅に削減した予算編成となるのが当然のことで、令和6年度予算は当然今年度を下回る緊縮予算が編成されるものと考えていました。ところが、今回上程されている令和6年度予算は、緊縮どころか過去2番目の規模であり、国からの支援金や交付金などで予算が増大したコロナ禍を除けば、過去最大の予算となります。この予算編成できることが本市が財政危機でないということを示していることが逆に明らかとなりました。

一方、市債発行額は対前年度比50億円増の545億円が発行されました。このため、市債依存度が昨年度より0.6ポイント悪化し、8.7%となっています。財政危機を訴え市長となられた武内市長が予算編成を行うに当たり、2年が経過しましたが、市債残高は増加を続け、過去最高の1兆2,222億円となりました。市財政を悪化させ、財政危機をあおることで、棚卸しなどと

いう名目で市民の生活を支える事業を廃止、縮減させていくのではなく、現実の財政状況を正しく判断した上で予算編成を行うことを強く求めるものです。

この事務事業の棚卸しにより、3,000事業のうち1,288事業での見直しが行われ、見直し額は151億円、うち一般財源で64億円とのことであったと報告されています。しかし、これは決算実績を踏まえた予算の積算となっており、見直し額77億円のうち22億8,000万円については年度末に発生する不用額となる性質のもので、結果として次年度予算の先食いをしているという指摘もあります。決算時には不用額100億円を確保し、余裕ある令和7年度予算の予算編成をされるよう要望いたします。

さて、今議会は北九州市議会史上歴史的な議会でありました。令和5年度補正予算では、初代門司駅関連遺構の取扱いに係る補正予算の削減動議が出され、52年ぶりに修正動議が可決されました。また、令和6年度本予算では業務棚卸しにより市民生活に影響を及ぼすおそれのある道路管理、施設維持、河川維持管理、公園等維持管理事業などの除草、つまり草刈りに関する事業費が削減されたことに対する組替え動議の提出も行われ、北九州市の議会史上初めて本予算での組替え動議の可決となりました。

私たちが日常的に使用する通学路などの歩道をはじめ、河川や公園の除草は、私たち議員は多くの市民から常に要望を受けています。この予算の大幅な削減案は、議会のみならず多くの地域住民から不安や怒りの声が寄せられる事態となり、また、特別委員会の議論でも、予算のやりくりをして事業費を確保するなどという執行部側による答弁がなされ、市民生活に深く関わる除草について確実に予算が確保される状況でなかったことで今回の事態となりました。

また、棚卸しにより私学助成金は関係者との調整を図る時間がなかったために、混乱や困惑を生じさせてしまっています。急な予算の削減で年間の行事などを大きく修正せねばならないなど、市の予算削減が市民生活に大きな影響を与えることを考慮して、十分な経過措置の期間を設けるなど、予算編成を慎重に行うべきであったと考えます。

美術鑑賞ミュージアム・ツアーや平和のまちスタディツアーなど、子供たちの学びの予算に対しても棚卸しの影響が出ています。美術鑑賞ミュージアム・ツアーについては、令和5年度議会で市長は、子供たちや若者が文化、芸術に接する機会を拡大していくことが必要であると述べ、また、行政評価の取組結果では、同じく美術鑑賞ミュージアム・ツアーの令和6年度予算要求に、子供たちや若者が文化、芸術に接する機会を拡大していくことが必要であるということが示されているにもかかわらず、真逆の予算編成となってしまうことは、子供たちの感性を養う上で非常に憂慮すべきことであると考えます。

子供たちの学びを削ってでもやらなければいけないことがあるのでしょうか。本物を見せること以外で、それと同等か、それ以上の効果を出せる事業があるのでしょうか。行政の果たすべき役割とは何なののでしょうか。子供たちは未来を生きるのではなく、子供たちの存在そのものが未来です。そして、その未来をよりよく育てていくのは我々大人の重要な使命であ

ります。こうした取組を費用対効果で考えるのではなく、家庭環境にかかわらず全ての子供たちが同じように美術に、平和に関心を持つことができるよう、行政として取り組んでいただきますよう、心に刻んでいただきたいと思います。

棚卸しによる影響は、NPOやボランティア活動にまで及んでいます。非行少年の立ち直り支援として、戸畑区の子ども総合センターで行われていた陶芸教室が、次年度以降の予算削減により3月21日で30年を超える活動に幕を下ろしました。ボランティアで手伝いに通われていた方から私のところに届いたメールには、このように書かれています。一部読ませていただきます。

何らかの形で子ども総合センターへたどり着いた子供たちは、多様なつらい、きつい、苦しい経験をされていることが多く、うれしかった、楽しかったの経験が少ないことが多い。そんな子供たちに、うれしかった、楽しかった、できたなどの心に残る財産を増やしてあげたい。陶芸教室に来られた全ての皆様に対し、一時の安らぎと楽しさをとの思いで活動をしてまいりました。私は、よい講師補佐ではありませんでした。子供に何度も言われた、ねえ、学校に行かないといけないの、私は口が裂けようとも学校に行きなさいとは言わない、学校に行かなくてもいいよと堂々と言っていました。なぜなら、私も学校に行けない子供でした。学校に行かなかった人が学校に行きなさいとは言えない、幾ら怒られても行けとは言わない。学校に行かなくていい、また陶芸教室に来てね、つらいことより楽しいことをやろうね。でも、学校でしか学べないこともあるから、行きたくなかったときに行けばいいさ。無理と思ったらいつでも帰っておいで、待っているから。こんなことしか言えませんでした。毎年3月にみんなを学校へお戻しするわけですが、いつでも戻ってきていいよ、その言葉を今年と言えなかったのがつらい。そして、本日陶芸教室は終了いたしました。笑顔あふれる陶芸教室をうまく運営できたのかは分からないが、たくさんの方のお支えで30年以上事業を継続してこれたことに心から感謝申し上げます。北九州市に住む全ての子供たちが笑顔で過ごせる日が一日でも早く訪れますようにという内容でした。

本市には、この方のように市内各地で様々な形で、この町が、この町に住む人が、そして、未来が少しでもよくなるように、自分にできることを、紙を1枚ずつ積み重ねるようにボランティアに参加している人たちがいます。このような活動は行政ではできません。だからこそ、共同事業としてボランティアの方たちが日々活動を積み重ねてこられています。継続が断たれたボランティアを再び立ち上げることは簡単ではありません。棚卸しで優先順位をつけられた結果、予算が削減された取組には意味がなかったのでしょうか。稼げないこうした事業は廃止されても仕方がないのでしょうか。このような取組は継続してこそ意味があります。この町の見えない力、しかし、それこそが本当の市民力ではないのでしょうか。

市長、市民力を損なうような予算編成ではなく、市民力をさらに高める予算編成を行ってください。この町で地道に頑張っている地域の方やNPO、ボランティアなどの市民こそが我が

町の宝です。今年度予算は、正直言って市民生活の実態とはかけ離れた予算です。審議が尽くせていない事業が多くあります。この予算の審議に1か月だけではおよそ時間が足りないという気持ちです。私たちの会派は、市民生活に支障を生じさせないために、この予算に賛成し、今後は議会として行政を監視する職責をしっかりと果たしてまいります。

今回の討論で述べましたように、この予算には多くの課題があるということを指摘しておかなければなりません。市長をはじめ執行部の皆様方には市民の暮らし、安全、そして、市民に優しい町を最優先に考えていただき、今後の市政運営、また、次年度の予算編成を行っていただきたいと最後に申し述べ、私の討論を終わらせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）次に、56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）村上さとこです。

初めに、議案第30号、事務分掌条例の一部改正について、重たる理由2点を述べ、反対討論を行います。

1点目、市長公室について。武内市長によるこの1年の混乱は、広報によるものが大変大きいです。現在、本市のコンプライアンスは非常に不透明であり、議会に報告がある前にメディアを通じ事案が漏れる、そのたびに市はどこから漏れたか分からないと釈明する、そして、議会に十分な議論の時間を与えないという状況が一向に改善されず、市長や職員、民間人材の守秘義務違反の疑問を抱かざるを得ないような事態が続きました。戦略的広報を担うとされる市長公室創設により、重要な情報こそますますコントロールされていくのではないかと、市が市民へ知らせる義務、また、市民の知る権利が縮小されることを懸念いたします。

2点目、市民文化スポーツ局が解体され、観光、スポーツ、文化、エンタメの都市ブランド創造局に再編されます。今議会で指摘いたしました、文化財行政においては教育委員会の権限放棄と市長部局の補助執行を超えた不適切な行政が浮き彫りになりました。本市の学芸員はほかの政令市より少なく、中でも埋蔵文化財、文化財保護行政に従事する学芸員は圧倒的に少ないです。文化財における重要事務が教育委員会会議の議題にもならず、文化財保護審議会が諮問もされていないという、他都市ではあり得ないような独自ルールが横行し、市長部局の開発優先行政に歯止めがかかりません。今こそ文化財行政を正常に戻すときではありますが、この体制では困難です。稼げるエンタメ志向の中、ますます学術や文化の専門性が希薄になるのではないかと懸念をいたします。

次に、令和6年度一般会計補正予算に対し賛成討論を行います。

市長の身を切る改革、聖域なき行財政改革は、市民の身を切る改革でした。そのため、反対討論を行う予定でしたが、附帯決議がつく予定であり、市民のための予算を止めないよう賛成するものです。

つきまして、2点意見を申し上げます。

1点目、事業費の見直しと予算編成の在り方です。もちろん事業見直しは必要であり、一定の評価をいたします。しかし、定型的な決算実績などを踏まえた予算の積算の見直しの多さは問題です。

また、例えば小学校6年生が行う平和のまちスタディツアーは、平和ミュージアムのみならず、小倉城、松本清張記念館、市議会などを回る貴重な総合体験学習です。ミュージアムを所管する主要部局だけではなく、教育委員会や選挙管理委員会など部局を超えた事業であります。それがミュージアムの認知度が高まったという理由で廃止されるのは、子供目線に立っていないどころか、部局横断的、総合的判断もできていないと指摘せざるを得ません。

このように事業費の見直しで151億円を捻出、111億円を次世代投資枠という市長の実績を示すためのショーケースに入れたわけですが、実際は事業の統合や付け替えが多いのが実情です。市長の実績誇示よりも市民は生活の向上、住民福祉の増進が大切であります。

2点目、本予算には門司港地域複合公共施設の造成費2,700万円が繰越しされていますが、初代門司駅遺構の全体調査も終わっておらず、複合公共施設の建築費さえ示されておりません。したがって、議会の許可なくして、決して勝手に造成はしてはなりません。くぎを刺しておきます。

そもそもこの件は、武内市長が専門家の意見をねじ曲げ、移築を発表した1月25日の会見に始まり、あたかも3党派との同意を得たかのような印象操作の3月15日の会見へと続いています。その間、市民や議会への説明や謝罪もありません。オープンにと言いながら、不透明、不誠実なのは市長にはほかなりません。令和6年度は市民や議会へ説明責任を果たし、ぜひ誠意を持って向き合っていただきたいと願います。

以上、市長に期待して、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、54番 井上議員。

○54番（井上純子君）私からは議案第1号、令和6年度一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

令和6年度当初予算案におきまして、予算規模は一般会計だけで約6,278億円、前年比3.1%の増額、過去2番目の予算規模となりました。過去最高額となった令和3年度はコロナ禍による感染症対策や困窮者対策、中小企業融資など大きな増加要因があり、令和5年度からは本格的なコロナ明けとなり、それら予算はほとんどなくなりました。しかし、なぜ予算が増え続けるのか。その大きく占めるものは市民生活を支えるインフラの老朽化対策であります。例えば、前市政から予定されていたごみ焼却工場の整備費用が令和5年度でプラス66億円、令和6年度ではプラス113億円、それだけでなく、武内市政においては、前市政から先延ばししてきた老朽化対策、特に学校の校舎と若戸大橋の修繕費であります。学校だけで令和5年度当初予算で約18億円、令和6年度当初予算では約22億円と増加しています。若戸大橋は令和6年度で大きく増加し9億円を超えております。

このほか、社会情勢としての圧迫もあります。例えば、人件費高騰による前年比73億円の増額、高齢化による医療や介護などの扶助費は前年比60億円増額しております。地方行政として、住民の福祉増進に係る予算は優先的に守るために必要な予算計上は避けられません。実際に全国の政令市においても20市中14市の予算が前年比で増えている状況とのことです。

一方で、本市の市税収入については、国の定額減税により一時的なマイナス44億円を補填しなければならず、予算時点では前年比20億円の減収となっておりますが、実質は24億円の増額見込みとのことです。この税収では増え続ける歳出を支えられない厳しい予算編成となっております。

そのような厳しい状況に置かれた本市に武内市長が就任し、所得低迷、人口減少と、支えるだけでは好転することができない本市の現状を、衰退から成長へ切り替えようと武内市長の挑戦が始まりました。まず始めた民間人材を活用した事業の総点検により、成長投資へ切り替える、未来をつくるための市政変革、そこで生まれた次世代投資枠の予算を、武内市長は新ビジョンに掲げる稼ぐ成長と幸福の好循環の元手とし、事業の展開が期待されています。策定された新ビジョンには、本市が目指す方向性と目標、基本計画には具体的な成果指標が設定され、市長の覚悟が示されています。

次に、令和6年度予算案において、どのように新ビジョン、市政変革が反映されているか評価を述べます。

次世代投資枠予算111億円として、若者や子供等への投資が新たに31億円、産業基盤の強化や創出への投資に24億円、持続可能なまちづくり投資として39億円、その他予算として17億円、特にその他予算については市民生活の利便性を上げていくDXに係る予算の新規・拡充となりました。細かな事業内容としては、子供予算としてmanifestoの目玉でもあった保育料第2子完全無償化が昨年12月から実現し、保育料の減収も含めれば約14億円の市の財政負担が純増ではありましたが、継続を実現できたことを大いに評価いたします。

また、社会課題でもある高まる保育需要に対し、規制にとらわれない認可外保育、ファミリーサポート事業の拡充や、未入所児童の問題に着手するための保育所送迎ステーション事業の試行準備にも着手されています。さらに、人口流出の大きな要因でありました20歳代の若者の活躍を応援する事業も始まっています。

さらに、教育事業におきましては、新たな外国語教育としてグローバルリーダー育成事業や学校給食魅力向上事業、持続的な教育環境に向けた部活動地域移行事業も拡充され、校舎の老朽化対策も徹底して行われています。大幅な予算増額となっております。

また、体験型の教育が見直されたことについて指摘されていますが、ミュージアム・ツアーの代わりに新たに美術館デジタルアーカイブ化事業が始まり、気軽に芸術作品を親しむ教育環境が期待されます。平和のまちスタディツアーについては、施設が開館し、まずは来館してもらう機会を創出する期間限定事業として終了はしましたが、今後はこれまでどおりの平和学習

は継続し、施設活用については、市内だけでなく市外の方へ来てもらう事業へと展開されることを期待しています。

また、産業基盤の強化や創出への投資におきましては、24時間空港の機能を最大限生かし、空港大作戦として利用者増加を目指す空港アクセス強化事業を大幅に拡充し、課題でありました空港までの鉄道アクセスを強化するプロジェクトへ一歩前進し始めました。また、さらなる企業誘致に向けた用地を確保するための新たな産業用地整備推進事業や、地元中小企業の成長を後押しするマーケットインプロダクト創造事業、飛躍的成長を後押しするための未来を担う地域中核企業成長促進プロジェクトも始まりました。このほか、多くの次世代投資の事業が約111億円かけて展開されています。

ここからは今後に向けた課題と要望を述べます。

新ビジョンに市内総生産や人口、合計特殊出生率、観光消費額など掲げたこと、これはとても覚悟を感じるものではありませんが、まだまだ事業が展開されていく実現性や、ビジョン達成につながる効果のステップは見えないものが多くあります。これらを確実に実現していくためにも、市長公室を新設することによるトップマネジメント、マーケティング機能の強化により、ビジョンに関連する分野別行政計画との連動や、これまでの行政評価を抜本的に見直していくことを求めます。

また、実現のためには、本来求める次世代投資に向けた予算はまだまだ足りないと見ています。それは予算の多くが施設などの老朽化対策に追われているからです。長期的に見て、まずは都市計画や公共施設マネジメント計画の実行など、ハードやエリアマネジメントの方向性を定めなければ、このカットバンのような老朽化対策は止まりません。例えば最近話題となっている防草対策も費用がかかるものです。これらの見直しにも短期で予算の増加は避けられず、また、税金については、企業や市民所得が上がった後に還元されていくため、短期で新たな財源ともならないと考えています。つまり、町が中長期で見てジャンプした成長ができるように、結果が見えづらくても、今はしゃがむ、市政変革による我慢、努力が必要になってくると考えています。

加えて、一時的な財政悪化も予想されると見ています。これには多くの市民の理解が必要です。厳しい財政状況もしっかり市民、議会へ説明し、また、新たな投資に向けて理解をされる事業説明を市長がトップセールスと同様に、関係者だけでなく市民全体へ伝えていただき、市長の抱える悩み、課題、目標を共有できるように努めていただきたいと思います。

以上、課題はありますが、動き出した北九州市をまずは止めることなく、効果が出なければ方針を変えていく、多少のトライエラーも応援したいと思います。まずは諦めない、高みを目指していく令和6年度当初予算に賛成し、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、55番 井上議員。

○55番（井上しんご君）私は、議案第1号、30号に反対して討論します。

まず、第1号、令和6年一般会計予算についてです。

予算特別委員会で大きな争点になったのが1,288事業、151億円にも上る棚卸しです。市が目指そうとしているこどもまんなかにも真っ向から反する内容で、言っていることとやっていることが全く違うのではないかと感じました。

小学生が市立美術館に行き鑑賞することができるミュージアム・ツアーの廃止、また、平和のまちミュージアムや本市ゆかりの作家の松本清張記念館、未来の主権者による議会棟での模擬投票などが体験できたスタディツアーの廃止です。どれも子供たちが学校から飛び出して、わいわいがやがやと、いつもの先生とは違う大人からいろいろ話を聞いたり質問したり、それは有意義な時間でした。私も子供の頃、社会科見学など郊外での体験活動は非常に楽しみでした。今残っている体験活動はプラネタリウムの学習投影ぐらいです。科学館がシリウス号という自前のバスを持っていたこともあり、プラネタリウム観賞は守られました。

これらは小学生の体験活動ですが、中学生にとっても多感な時期の体験活動は大切です。今二十歳になる息子が中1の頃は、入学してすぐにふれあい合宿というものがありました。2つの小学校から同じ中学校になるため、まだ互いを知らず、沈黙の教室の中、この合宿を通じて、それこそ触れ合いが生まれたようです。中学2年の農業体験合宿は大分の農家さんのところで農作業の手伝いをするものです。そして、3年生の関西方面の修学旅行、中学生になっても毎年何らかの体験活動がありました。しかし、今は農泊は廃止、ふれあい合宿もバス代の補助などがなくなりました。そして、武内市長初の本格予算によって小学生の体験学習が削られました。

我が市は、全国初のこどもまんなかcity宣言をしたんじゃないかなかったですか。こどもまんなか社会の推進というなら、今回のスタディツアーなどの廃止について、事前に子供たちの意見を市長や教育委員会はちゃんと聞いたんでしょうか。少なくともスタディツアーで議会に来られた子供たちからは、楽しかった、勉強になったとの意見を聞いています。行政が子供たちを前にしてこどもまんなかと言うんだったら、それを行動で示すべきです。

市は彩りある人を育むとしています。それは行政や教育委員会が、はい、あなたは赤、あなたは黄色と決めるものではありません。それぞれが学校や地域、家庭での体験を通じて何色になりたいか、1つでなくても何色でもそれぞれが自ら色づくものです。行政の役割は子供たちが選択し、幅広く学べるように、その環境を整えることではないでしょうか。体験活動の充実を強く求めるものです。

また、朝鮮学校の助成の削減については、これまで学校の実情を踏まえて、本市で助成していたものを議会直前に連絡し、議会請願、陳情へと続いています。市の答弁は機械的であり、この予算を削減することへの行政のしゅん巡も苦悩も全く伝わりませんでした。子供の教育に関する部署として現場の声を基に、市長にもっと物を申してほしかったと残念でなりません。

次に、議案第30号、北九州市事務分掌条例の一部改正についてです。

本議会で総務局長は、財政・変革局の変革を広く一般的に使われているとおっしゃいましたが、そうは思いません。市長がよく使われる言葉ならポテンシャルで、ポテンシャル財政局のほうがいいです。行革というなら局の統合で局の数を減らしてスリム化ならまだしも、数は変わらずに歴史ある建設局の名前を変えて、幾つか見慣れない名前に変更しています。あんまり他の政令市から、これ何って思われるような名前はやめるべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

委員長から報告のありました議案46件のうち、まず、議案第3号から10号まで、12号から15号まで、17号、18号、20号、21号、23号、32号、35号から38号まで、41号から43号まで、45号、46号、53号、64号及び65号の30件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案30件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、11号、16号、19号、22号、24号から27号まで、33号、34号、39号、40号及び49号の14件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案14件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいまの議決により、陳情第185号については、不採択とすることに決定したものとみなします。

次に、議案第30号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お手元配付の議員提出議案第1号から3号までのとおり、令和6年度北九州市一般会計予算に対する付帯決議3件が提出されております。

お諮りいたします。ここで議員提出議案第1号から3号までの3件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

議員提出議案第1号から3号までの3件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について、提案理由の説明を求めます。5番 中村議員。

○5番(中村義雄君) ただいま議題となりました令和6年度北九州市一般会計予算に対する付帯決議について、提案理由を申し上げます。

道路、公園、河川の維持管理は、市民の安全・安心及び良好な景観を維持する上で重要な行政サービスです。予算を削減する方針を決定するに当たっては、その過程において、市民や議会への意見聴取や説明が必要であるということは言うまでもなく、また、慎重かつ丁寧に検討を行うべきものであります。にもかかわらず、市民や議会への説明等は一切行われないうまま、いきなり令和6年度当初予算案において除草費の削減が提案されてきました。地元自治会においても驚がくと不安が広がり、反対意見が続出いたしました。

これは、本定例会で審議された令和5年度補正予算案における門司駅遺構の一部移築費用の計上と全く同様であり、何ら説明がないまま突然発表するというのは、これまでの市長の一貫した姿勢であります。令和6年度予算案を審議する重要な予算特別委員会の質疑において、棚卸しの資料は、回数を見直して削減するという立てつけになっているが、実際には除草の回数を確保する、道路や側溝の補修といったほかの予算を活用する、積算は計画であり、計画どおり執行することだけが必ずしも効果的であるとは言えない等の趣旨の発言がありました。

予算審議の場においてこのような答弁が行われていては、我々議員は真つ当な審議ができず、議論がかみ合わず、お手上げの状態でありました。令和6年度の北九州市の取組方針を表明する重要な予算案の提出において、予算案の内容のいかげんさ、さらには議会の役割そのものを否定するような発言は議会軽視であり、到底看過できません。

このような市長の市民や議会への対応は、本市の住民自治にとって危機的な状況を招いています。議案を示すのは市長ですが、決定するのは議会であります。今後は、予算案を編成する過程における市民や議会への説明責任を真摯に果たすとともに、予算案をはじめとした議案を市民の代表である議会において議論することの意味について認識を改めることを市長に求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(田仲常郎君) 次に、議員提出議案2号及び3号の2件について提案理由の説明を求め

ます。16番 吉田議員。

○16番（吉田幸正君）ただいま議題となりました令和6年度北九州市一般会計予算のうち生活保護に係る予算に対する付帯決議について、提案理由を申し上げます。

本議会で審議され、可決された令和6年度北九州市一般会計予算のうち生活保護費の予算は、棚卸しにより令和5年度予算より16億円削減され、430億円となっています。事務事業の棚卸しによる見直し状況では、生活保護費の見直し理由は決算実績等を踏まえた積算見直しとなっています。令和5年度決算見込みにおける不用額は30億8,570万円であり、これが削減の主たる根拠となっていると考えます。

しかし、過去の決算を見ていると、コロナ禍の令和2年度から令和4年度は412億円から405億円で推移していますが、コロナ前3年間の平成29年度から令和元年度では453億円から429億円です。コロナの影響を受けている令和5年度決算見込みを基準に考えているのであれば、令和6年度は完全なコロナ後であり、今回の430億円では不足する可能性が十分にあります。保健福祉局は、アフターコロナにおける医療費等増を考慮していると答弁していますが、厚生労働省の令和5年12月の速報値では、12か月連続で申請件数が前年同月に比べ増加しており、2012年度に現行の集計を初めて以降、最長となっています。今後、コロナのための様々な支援がなくなり、また、物価高騰等の影響により、ますます生活保護申請が増加することは容易に予想できるところです。

生活保護制度は、国が憲法で定める健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、予算不足により必要な方が受給できないということは許されません。今回の生活保護に係る予算はコロナ前の決算額やコロナ後の申請件数の伸びを勘案すれば、不足することが懸念されます。ついては、予算不足の可能性が出てきたときは、申請に影響が出ないように速やかに補正予算を組むよう強く求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

続きまして、令和6年度北九州市一般会計予算のうち子どもに係る予算に対する付帯決議について、提案理由を申し上げます。

令和6年度一般会計予算案においては、棚卸しにより、ICT活用支援事業、部活動振興事業、いじめ・不登校対策事業、美術鑑賞事業ミュージアム・ツアー、平和のまちミュージアム管理・運営事業等、スタディツアーというのを見直し、私学助成などの子供に係る予算が令和5年度から廃止あるいは大幅に削減をされました。しかし、廃止や削減に当たって、私学関係者、保護者、そして、子供たちから事業を継続するよう求める多くの声上がり、それを受けて、議員からも本会議や委員会において予算削減を危惧する質疑や質問が出されています。

廃止や削減に当たって、子供や保護者の意見は十分に反映されておらず、事務事業の価値づけや事業の対象となっている市民への影響についての評価や、市民への説明が十分になされて

いません。このままでは、子供たちが様々な体験をする機会が失われることが危惧され、こどもまんなか社会や次世代への投資を掲げる市長の政策にも反します。そこで、今後は子供に係る予算の意義と必要性について慎重に検討することを市長に求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）それでは、私から会派を代表して、議員提出議案第1号から3号について一括して質疑いたします。

まず、この附帯決議は3つ、いずれも令和6年度当初予算に対する附帯決議とされています。しかし、たった今賛成多数で可決いたしました。つまり、この決議には当初予算の賛否に何も影響せず、市長に回答を求めることもありません。このように市長質疑でなく、一方的に残す言葉では、市長、議会の建設的な議論、理解は進まないと危惧しています。

市長は、議会だけでなく定期的に記者会見を通じて、考えをオープンにされています。では、議会はどうでしょうか。質問に答えることはほとんどありません。我々も市長と対等な議決機関です。何か方針を示すのであれば質問に答える、説明責任を果たす機会と期待し、質疑いたします。

まず、第1号、令和6年度北九州市一般会計予算に対する付帯決議についてであります。

求める内容としては、今後は予算案を編成する過程における市民や議会への説明責任を真摯に果たすとともに、予算案をはじめとした議案を市民の代表である議会において議論することの意味について認識を改められたいとされています。その理由として示す除草対策については、議会への説明内容が二転三転して困惑させたことは事実であります。しかし、気になるのは、文案にある問題意識として事業の方針と予算の不整合が生じた除草予算と事業の方針としての門司駅遺構の一部移築予算について並列に記され、今議会でも議会側から何度も求められる説明責任の意味が分かりません。つまり、説明の内容が不足しているなら足りない点を指摘し、求めればよく、回数が足りないなら回数を求めるなど具体性がなければ建設的な議論は進まないと考えています。我々議会は市民の代表として時間を有効に使い、混乱を避けるためにも、建設的な議論に協力することも議会の責務と考えます。

そこで、伺います。

指摘するこのような市長の市民や議会への対応の例示で挙げる門司駅遺構の移築方針について伺います。この予算は既に議会でも否決されたわけではありますが、議会への説明責任が足りないというのは具体的に何を示すのか、説明する場所なのか、説明する内容の質なのか、説明する回数か、どうすれば議会と表現する方々が満足いくのか、お答えください。

2つ目に、第2号、生活保護に係る予算に対する付帯決議について質問します。

これは、この数年の決算実績に合わせた不用額の予算カットではありますが、もちろん直近

の物価高騰状況から、厚労省が示すように生活保護者の申請数が増える可能性は否定できません。ここで気になるのは、予算が足りないかもしれないと、起きてもない可能性だけを理由に附帯決議を出す必要性であります。例えば、直近の令和5年度12月補正予算においては、子ども医療費支給事業が約5.7億円追加補正となりました。これは、コロナ5類移行やインフルエンザの流行により、当初の想定より不足する予算を追加したものであります。つまり、足りなければ追加して、必要な医療・福祉サービスをこれまでも途切れなく提供してきた実績があります。

そこで、伺います。

決議案の求めるものとして、予算不足の可能性が出てきたときは、申請に影響が出ないように速やかに補正予算を組むように強く求めると記されておりますが、これまで生活保護行政において予算不足により生活保護申請に影響があった事例、実績があるのか、お答えください。

3つ目に、子供に係る予算に対する付帯決議について質問します。

まず、子供予算は増額しています。一般会計当初予算前年比で、子ども家庭局予算は約25億円の増額、教育委員会予算は約8億円の増額、子供予算のどこが減っているのでしょうか。指摘される事業費見直しや廃止はもちろんではありますが、新たに始まる事業にもセットで目を向ける議論も必要だと考えます。例えば、廃止や見直しに対応するように新たに老朽化対策に大きく約22億円追加、特別教室のエアコン設置約4億円、こういったまずは前市政から遅れていた、または見過ごしてきた子供の安心を最優先とする予算が大幅に追加されています。また、マニフェストでもありました、保育料第2子無償化約14億円も追加されています。これを見ても、こどもまんなか社会、次世代への投資ではないと断言できるのでしょうか。

また、この大幅な予算増加の中で、これまでの事業も全て継続、新たな事業を追加、追加としていくだけでは、マンパワーも予算も限界があります。指摘と提案はセットであります。また、子供に係る事業を慎重に検討することは理解しますが、具体的なプロセスが分かりません。

そこで、伺います。

今後求める子供に係る予算の意義と必要性について慎重に検討されたいとされますが、文案にある保護者の声を反映した事務事業の価値づけ、予算見直しについて、これまで前市政でどのように行い、武内市政では足りない認識なのか、具体的かつ明確にお答えください。

以上、質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）私から2つ御答弁申し上げます。

まず、1つ目の議運が出している令和6年度北九州市一般会計予算に対する付帯決議のほうですけど、そもそも附帯決議というものは、僕たちには賛成と反対という選択肢しかないわけですね。ただ、先ほどの大久保議員さんの賛成討論にもあったように、賛成はするんだけど、

全くの賛成じゃない、心配な点がある、こんな思いがあるということを伝えるのが私は附帯決議だと思って今回提案しています。

そこで、先ほどの説明だけでは不足のようですので、ちょっと補足したいと思います。今回の草刈りの話は、御存じのように我が会派から組替えの動議が出ました。1億7,400万円は、このカットは市民生活であってはならないということで、その結果、市長が検討していただいて、6月の補正予算を組むということで、議会はそこを了承して賛成したという経緯です。

しかし、本当にこの6月の補正予算を組んだからといって、皆さん心から納得したんでしょうか。我が会派は、この議案に関しては佐藤栄作議員、西田一議員、戸町武弘議員が中心になって、寝る時間も削って、寝てもこのことをすぐ思い出して深く眠れないという日にちを何日も使って準備してきました。本来、予算は足りないということが分かっているのであれば、この議会の予算で修正するべき、これが正論です。しかし、今回の中で市長がそこに歩み寄っていただいたということ、会期日程のこと、そこを鑑みて、私たちは折り合い点として、妥協した産物が今回の6月補正するというので賛成するというのを認めたわけです。ですから、先ほどの採決で我々は第1号議案、一般会計の予算案を賛成しました。しかし、それだけでは私たちの意思が伝わらない、だからこそ附帯決議を出させていただいております。

もっと言うと、あの中に書いている市民の声、特に関係のある市民の声、議会の声を聞いてくださいと、今回はいろんなことがありました。私学や朝鮮学校の方の話もありました。この草刈りもそうです。もっとそれをこれからは聞きながらやってください。私たち57人の議員も常に現場に足を運んで自分たちの目で見て、自分たちの耳で聞いて、自分たちの肌で感じて市民に接しているんです。その声をもっと市長、一緒に使ってくださいよ。市の職員さんだってそうじゃないですか。石川局長は小倉北区のまちづくり整備課の課長をしていました。本当に市民の声を聞いて、すぐ動いてくれたすばらしい課長ですよ。それが僕は、石川局長は市長にはその思いが言えなかったんじゃないかなということを心配しています。市長と私たち議会は市民のためのチームですよ。これから、1年過ぎましたから、一緒にそのチームでやっていきましょうという思いを込めて、今回の附帯決議を上げさせていただいています。

さらに、門司港の遺構のことを言われましたけど、あれは一つの例です。少なくとも市議会が否決したわけですから、そういう事実があったということで付け足していただきました。

生活保護の話ですけど、どんな理由があったんですかと、すごく残念な思いです。なぜならば、17年前、この北九州市の生活保護行政、何があったんですか。闇の北九州方式と言われて全国ネットで流されて、当時の北九州市の保護行政が、保護を申請しても受けられない、おにぎりを食べたいと言って小倉北区の方が亡くなっていった、門司の市営住宅で餓死した人が出て、替わったばかりの北橋市長が花束を持っていったことがありました。北九州の保護行政は入り口を狭めたということで全国的に批判された、あなたも市の職員だったから御存じでし

ょう。私は昔の同僚の市の職員さんから、悔しい悔しいと声がかかってきましたよ。市の方針がそうであったのに、一生懸命やってきて、それが全国から闇の北九州方式と非難されて、私たちはどうしていったらいいの、片山副市長、大庭副市長、局長も御存じでしょう。それを経験しているからこそ、この場で確認しないと、今回430億円で足りなかったときに、これを守ろうとして入り口を狭めてはいけないという思いで、私はこの附帯決議を提案させていただきましたし、北九州市こそその事例があるんだということを申し上げたいと思います。私からは以上です。

○議長（田仲常郎君）16番 吉田議員。

○16番（吉田幸正君）吉田幸正であります。

まず、インフラ、教育費全体が上がっていることは、当然承知をしています。それは北九州市、歴史のある学校が多いですから、やっぱり老朽化をしてきてしまっている、これはもう事実であります。老朽化する、予算がたくさんかかるから、あなた方に十分な体験をさせられることができません、それでいいですかという質問です。私たちはそうではないと思って、具体的な例を申し上げますと、数年前に美術館が工事の都合で閉館になってしまったときに、さあ子供たちにどう本物を見せる機会を担保できるかというときに、学校に一級品の美術品を持って行って、子供たちに見てもらいたいという議論をやって、行政と議会と一緒に美術館閉館になってもあの景色は守りたい、子供たちの友達と一緒に一級の美術品を見てほしいというふうに熱く語った課長さんたちと私たちは同じ思いで、その事業を遂行させていただきました。チーム学校、ひまわり学習塾もまさにそういう地域と向き合ってきた時代、その歴史だと私は思っています。

今から、予算はやっぱり厳しいわけでありまして、私自身は子供たちが将来どの町でどういう暮らしをしようと、この北九州市という町で生まれ育って、学んでよかったと思われる町を私自身はつくりたいと思っています。ぜひこの子供たちに予算、大変な覚悟はあると思いますが、ここはやっぱりもう少し向き合っていたきたい。慎重に御判断いただきたいと市長をお願いを申し上げている次第であります。私から以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）時間がなくなりましたので、まず、率直に、思いは十分に分かりました。私も今回の議会で審議に苦勞し、悩んで寝れない、そこは全く同じだと思います。それぞれの視点で悩んだものだと思います。除草予算に関しても私も増額に賛成いたしましたので、これは議会が十分に機能した結果だと私も思っています。ただ、一方で、市長に一方的に建設的な議論を求めているように感じるの、私はこれまでも変わりません。

また、生活保護行政につきまして、私は前市長の下で生活保護行政を現場で支えるケースワーカーの一人でありました。実際、現場で働く私としては、予算が足りないからといって申請を止めようとか、扶助費を止めようとか、そういったことは一切話しません。生活保護法に遵

守する、それしかありません。ですから、私は、北九州市の少なくとも北橋市長時代から行われている生活保護行政、今も続いています。これに疑問を持ちませんから、附帯決議は新たに必要はないと考えています。

また、子供への体験事業につきましても、我が子もミュージアム・ツアー、3人ともお世話になりまして、大変すばらしい事業であったとは親としても感じているところではあります。ただ、これからは美術館アーカイブ化事業も始まりますし、実際に美術館に連れていった子供がどれだけ保護者として通っているかは、我が家は通いました。しかし、ほとんど子供連れの保護者って見ないものなんです。ですから、この美術館アーカイブ化事業で気軽に楽しめることによって、美術館に行ってみたいと子供がまた広く思うことも新たな事業のチャンスだと、挑戦だと思っておりますので、私はこの附帯決議に反対したいと思っております。

以上、質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案3件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。55番 井上議員。

○55番（井上しんご君）先ほどの質疑を聞きまして本当に感銘しました。

私は、議員提出議案第1号及び第2号、3号に賛成して討論します。

まず初めに、議員提出議案第1号、除草費の削減についてです。

これまで公園愛護会や道路サポーター、河川サポーターをはじめ行政財産の適切な管理に協力してきた自治会から、除草回数が削減されると多くの苦情が寄せられました。市長は、地域には負担をかけないと言われましたが、そのからくりは、3月1日号の市政だより、地域は私たちの手での3ページ目の公園管理の担い手として北九州市公園応援団の募集のことでしょうか。応募資格は市内の企業や団体で、活動はおおむね月1回、公園の除草や清掃を行うとあり、今ある公園愛護会と変わりはありませんが、違うのは活動に対する助成金の交付はない点です。あと自費で看板を設置できるとしています。一体誰がするんだろうかと思いました。

公園愛護会では、公園の除草面積に応じて、僅かですが助成金が交付され、倉庫も市が設置しています。今回新たにつくられた公園応援団ですが、市は企業に入札等でインセンティブを与え、市の工事入札を道具に、地元の企業をただで使わせることにつながるのではないかと危惧しています。結局は市が管理すべき道路や公園の草刈りを、市が一円も負担しないでこうした仕組みによって予算を削減したのであれば、本末転倒です。本市はボランティアの活発な町です。しかし、貢献したいとする市民や企業の善意を軽んじるやり方に違和感を覚えます。

次に、議員提出議案第3号、子供に係る予算に対する付帯決議についてです。

ミュージアム・ツアーの廃止や部活動で使うボールなどの備品購入費の全額カットが提案され、部活動の地域移行を拡充するためとしています。理由になりません。削られたものは、子供たちへの直接的な予算であり、その影響は計り知れません。これらは校外活動、部活動という子供たちの体験活動に対する予算削減であり、今回の付帯決議を受けて従前どおり手当てすることを求めるものです。

今議会、棚卸しを推進する立場から、財源があれば手当てしたかった、苦渋の決断、思いは同じだが、ない袖は振れないとの発言がありました。しかし、削減に当たり行政が苦しんだ痕跡が見当たらず、機械的な対応で人情を感じられません。

その結果が、今回の3本もの付帯決議です。市民の声を代弁する二元代表制として執行部と議会、どちらが健全でしょうか。通常、市職員も議員も地域密着で現場を知る者として、それぞれ実情を把握し、市の政策立案や議会での議論にその声を役立てているものです。しかし、今回は棚卸しという大号令の下、これまで何年にもわたって原局自らが予算を取ってきた事業にもかかわらず、自らのこれまでの仕事を否定するかのようになり、必要性がない、他の政令市と比較した、棚卸しをしろと言われたからと何とも情けなく、現場の部局から積極的に削減という手土産を我先にと市長に持っていったさまはショックであり、悲しくもありました。

その結果は、今まで協力関係にあった多くの市民から反発の声が吹き荒れ、まさに反乱前夜の様相です。自らが支えるべき市長の立場を危うくしています。市長が行政の全てを把握することは不可能です。だからこそ、現場を知る職員が、これは問題がある、これは削れないと適切に助言すべきではなかったでしょうか。たとえ市長にとって耳障りなことでも、市民の声として言うべきことは言う、激動の世にあって必要なのはイエスマンではなく、意思を持つ職員です。

今回の付帯決議を受けて、二元代表制の市長執行部、そして、議会双方がしっかりと住民の声を酌み上げ、政策に反映させるべく、市職員の皆様の市民の暮らし、子供たちの未来を守るべきとの強い思いと、そして、猛烈な奮起を求めて私の討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第1号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号及び3号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第47 議案第66号から、日程第50 議案第69号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(武内和久君) ただいま上程されました議案について御説明いたします。

まず、北九州市教育委員会委員の任命については、委員のうち1名が本年3月31日に任期満了となることに伴い、議案に記載の者を任命するためのものであります。

次に、北九州市人事委員会委員の選任については、委員のうち1名が本年5月7日に退職することに伴い、議案に記載の者を選任するためのものであります。

次に、人権擁護委員候補者の推薦については、委員のうち本年6月30日に任期満了となる2名の後任候補者として、議案に記載の者を法務大臣に推薦するためのものであります。

最後に、北九州市固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員のうち3名が本年3月31日に任期満了となることに伴い、議案に記載の者を選任するためのものであります。

以上、上程されました議案につきまして提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長(田仲常郎君) ただいまから質疑に入ります。56番 村上議員。

○56番(村上さとこ君) 村上さとこでございます。議案第66号、北九州市教育委員会委員の任命について質疑を行います。

北九州市教育委員会は、教育長と5人の委員をもって組織をされております。地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として設置され、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務を執行するものです。

教育委員会制度の意義は政治的中立性、継続性、安定性を確保し、地域住民の意向の反映にあるとされ、次の3つの特性を持ちます。1点目、首長からの独立性、行政委員会の一つとして独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的、専門的な行政運営を担保すること、2点目、合議制、多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行うこと、3点目、住民による意思決定、レイマンコントロール、住民は専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること、以上を基本に、教育委員会委員は4年の任期で任命されていると思います。

そこで、本年3月31日に任期満了を迎えられる教育委員会委員の任命に関して、3点お伺い

をいたします。

1点目、教育委員会委員の選定に当たってはどのように人選し、どのように決定しているのか、お伺いします。

2点目に、今回の教育委員会委員の候補者は弁護士とのことですが、職業が弁護士である方が委員になることについてどのようなことを期待されているのか、お伺いをいたします。

3点目に、教育委員会は地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツなどに関する事務を処理するとありますが、教育委員会委員の候補者には教育委員会の事務についてどのように説明をしているのか、お伺いをいたします。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）市長。

○市長（武内和久君）まず、総論的な部分について答弁いたします。

教育委員の任命、これは地方公共団体の長が行うこととされておりまして、北九州市の教育委員会の人選に当たりましては、北九州市の教育が抱える様々な課題の解決に向け、どういった方がふさわしいかを念頭に置きながら、教育委員会からも情報収集をしつつ、人選を進めてきたものでございます。

今日、教育を取り巻く課題は複雑化、多様化し、中でもいじめや不登校児童生徒への対応は急務でございます。また、保護者等から学校へ寄せられる相談や苦情のほか、学校が管理する中での事故やトラブルの解決に当たり、法的な対応を求められる事案も増えていると認識をしております。このため、教育委員会会議での法律的な見地からの議案の審議や訴訟対応等への助言を期待して、弁護士の方を提案させていただいたところであります。

なお、この方は平成28年から4年間、教育委員として御活躍いただいたところでもございまして、当時の知見も生かしていただき、喫緊の課題に迅速に御貢献いただけるものと考えております。以上です。

残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（田仲常郎君）総務局長。

○総務局長（田中規雄君）先ほど市長から選定はどのように人選、決定しているのか、それから、候補者は弁護士の方だが、どのようなことを期待しているのかということ総論の中で答弁させていただきましたので、私からは残りの委員の候補者には教育委員会の事務についてどのように説明しているかについて答弁させていただきたいと思っております。

まず、教育委員の任命要件でございますけれども、北九州市の教育委員につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び北九州市教育委員会の委員の定数を定める条例に基づきまして、現在5人の委員を任命しているところでございます。

任命に係る具体的な要件といたしましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議

会の同意を得て任命すること、また、委員の任命に当たりましては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならない等とされているところでございます。

北九州市におきましては、こうした法令に基づきまして、現在大学教授の方、それから、保護者の方、いわゆる保護者委員、それから、医師の方、それから、会社役員の方、なお、この委員は保護者委員でもございます。それから、スクールカウンセラーの方の5名を委員として任命しているところでございます。このうち、保護者委員の方1名の方が3月末で任期を迎えるということから、今般人事議案として新しい委員の提案を行うものでございます。

委員候補者には最終的な就任依頼を行う前に、教育委員会制度や教育行政の現状等について、1月下旬に教育委員会から委員の候補者へ説明を行ったところでございます。具体的には、教育委員会制度の内容、教育委員の要件、任期、教育行政に関し重要な方針を決定する教育委員会会議の議事案件や開催日程、教育の課題やあるべき姿について市長と教育委員会が意思疎通を図り、教育行政の推進を図ることを目的に実施される総合教育会議制度、教育行政が抱えるいじめ、不登校等喫緊の課題などについて説明を行ったと承知しているところでございます。

なお、議員御指摘の教育委員会が担任する事務の内容につきましては、市議会の同意を得た後に教育委員会が説明を行うこととしております。今後も教育委員の選定に当たりましては、法律に従い適切に対応してまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）今、総務局長から御説明がありましたように、教育委員に求められているのは、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者ということでございました。大変ハードルが高い人選だと思っております。うちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することということでございました。

教育委員会委員は、こういった総合的見地に立って議論ができる方なんだろうと思っております。教育に関してどんな知見や哲学をお持ちなのか、委員の意欲や使命感、教育への自己啓発と大変本当にハードルが高いと思っております。

そこで、質疑いたします。

総務局長もおっしゃりましたように、地方教育行政法第4条5項では、委員の任命に当たっては委員の年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないように配慮することとあります。今回は、退任される保護者委員に代わって弁護士が候補となっているわけです。新たな保護者枠というのは検討しなかったのかどうか教えてください。

○議長（田仲常郎君）総務局長。

○総務局長（田中規雄君）先ほど御答弁でも申し上げましたけれども、現在会社役員の方という位置づけで教育委員に就いていただいている方、この方は保護者委員でもございます。なの

で、この方を保護者委員という形で教育委員としてお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）それでは、これまでは保護者委員が2名いたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田仲常郎君）総務局長。

○総務局長（田中規雄君）これまでは会社役員の方という位置づけで制度の運用を行っていましたが、今回は保護者委員ということでもございますので、そういった形で運用させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）これまで保護者委員というふうな枠がございました。教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要とありますので、保護者枠というのは非常に有意義であったと認識しております。しかし、今回は会社代表の方が保護者であるということで、その方を保護者枠とみなすということで認識をいたしました。

この会社代表の方は、では任期中、18歳以下の未成年のお子さんがずっといる状況になるということでしょうか。

○議長（田仲常郎君）総務局長。

○総務局長（田中規雄君）議員の御指摘のとおりでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）分かりました。市長が御説明いただいたように、今教育委員会は複雑化、多様化している、そして、いじめや不登校など相談あるいは苦情などのことも多いとお答えいただきました。本市には専門的に弁護士がスクールロイヤーという形で入っていると思いますが、このスクールロイヤーのほかに、新たにまた1人教育委員会委員枠で弁護士を入れることを検討された理由を教えてください。

○議長（田仲常郎君）総務局長。

○総務局長（田中規雄君）先ほど市長からも答弁させていただきましたが、今教育の抱える問題、いじめ、不登校等、様々な法律上の問題も多々発生しているところでございます。そういった意味では重要な教育委員会会議の中の教育委員として弁護士の方に入っていて、そして、法律的な知識も、専門的な知識も生かしていただくと、そういうことを期待して今回人事議案を提案させていただいている次第でございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）教育委員会は附属機関をいろいろ設置できるわけですから、そういった附属機関に専門家を入れたり、あるいはスクールロイヤーの人数を増やすなどして対応する

手段もあったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）教育委員会の具体的な中身になりますので、ちょっと補足をさせていただきたいんですが、4年前まで教育委員さんとして弁護士に入っていたいておりました。そのときに、さっきスクールロイヤーとおっしゃっているんですが、いわゆるスクールロイヤーとしての弁護士と、教育委員としての弁護士というのは全然性格が違いまして、例えば4年前まで教育委員として活躍していただいたときに、教育委員会会議の中で審議していただいた中身が、例えば非常にあってはならない話ですけれども、人事案件、いわゆる人事だけではなく懲戒だとか、事件、事故の本当に教育委員会として決定しないといけないこと、そして、例えばですけれども、先ほどのスクールロイヤーの制度を入れたほうがいいですよという話の中で、子供の人権を守るためのそういう制度設計のアドバイス、それから、弁護士会との連携を教育委員会会議の中でアドバイスしていただいたり、あるいは高等裁判所の既判力についてのサジェスションだとか、そういう会議体としての合議制の中での活動でございます。ですから、スクールロイヤーというのはあくまでも委託者と受託者という関係になりますが、教育委員さんとしての弁護士は活動内容が違うというふうに御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）分かりました。それでは、弁護士の教育委員会委員がいなかった間にも、弁護士という職業の教育委員が必要だというふうな認識に立たれたわけでしょうか。お伺いします。

○議長（田仲常郎君）総務局長。

○総務局長（田中規雄君）何度も申し上げますけれども、今回教育委員につきましては、やはり法律的な知識が必要であろうということで、弁護士の方に入っていただくということでお願いしているところでございます。今までにつきましては、様々な私どもの法制部門等もございまして、顧問弁護士制度もございまして、そういったところでの法律の相談もしていたところでございますが、今回は弁護士という立場で、大きな見地で教育委員の教育行政に携わっていただきたいという形で、人事議案を出させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）お話を伺いまして、やはり弁護士がいなかった4年間、弁護士という立場の教育委員会委員が必要なのであるから、今回弁護士を選定するというふうに聞こえました。

質問を変えます。教育委員会会議、私も何回か傍聴させていただいたことがあります。これは議会も同じなんですけれども、教育委員会会議が事後追認機関や報告会のようにならない、そういった課題が全国的な今問題になっております。教育委員会会議、この委員さん

を中心に昨年は何回開催されたのか、活発な議論を呼び込むために工夫している点がありましたら教えてください。

○議長（田仲常郎君）村上議員、質疑の範囲を超えないように注意願います。56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）分かりました。

では、質問を変えます。教育委員会委員の方々の出席率、こういった教育委員会の委員に選ばれて、きちんとその方々が職責を全うをどれぐらいなさっているのかというのが心配になっております。ですので、その点をお伺いします。

○議長（田仲常郎君）教育長。

○教育長（田島裕美君）具体的な教育委員会会議の中身ですので、私から説明させていただきたいと思います。

たまたま手元に教育要覧というのがございまして、先ほどの御質問の付議案件ですが、昨年度、令和4年度でいきますと、21回開催されまして、議案としては41議案を審議されております。それ以外にも報告案件、協議案件、あとは協議という形で秘密会等も開かれております。

この参加率ですけれども、ほぼ本当に熱心に参加していただいております、どうしても最優先で出ないといけない別件があれば別ですけれども、それも事前に、この日はどうしても駄目だというふうな御連絡をいただいて、その場合には事後説明したり、事前にきちんと説明したりというところと、あと活性化させているという部分でいきますと、大体月2回の定例会というのがあるんですけれども、その定例の議案は事前にお送りをして、中をきちっと見ていただきまして、議題に移る前に事前に協議会、あるいはまた事後に協議会、必ず議案に関してはきちんと法令的なものも踏まえまして、議案をきちんと理解していただいた上で現場に臨むようにということで、私どものほうで事務局としてお支えさせていただいているつもりでございます。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）分かりました。今回の候補が再任ということもあり、大変見識も高く、そして、この事務に関しても非常に熱心に取り組まれている方だろうと推察をいたします。

私が今回この人事議案に対して質疑した理由を簡単にお話ししたいと思います。教育委員会の任命は市長であります、議決するのは議会であります。今議会、私は文化財行政など含めて教育委員会の役割について質疑を行いました。その中で教育委員会会議が十分に機能してこなかった事実を明らかにしたつもりであります。でありますので、この教育委員会の任命についても行政チェックがこれまで私は不十分だった議会の責任を感じております。ですので、今回質疑をさせていただきました。今お話を聞いた限りでは、この候補、大変すばらしいということで認識をいたしました。賛成をしたいと思っております。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案4件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告はありませんので、ただいまから採決に入ります。

議案4件について、一括採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第51 委員会提出議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務財政委員長、2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）ただいま議題となりました北九州市立大学新学部設置について議会での議論を求める決議について、提案理由を申し上げます。

北九州市立大学の新学部設置については、本年2月28日及び3月16日に仮称情報イノベーション学部を旦過市場に設置することなど、市首脳が明らかにしたものとして詳細な新聞報道がなされたところであります。一方で、議会に対しては、これまで一切の説明がなされず、我々議員は既成事実として新聞報道で情報を知るのみでした。

そこで、総務財政委員会委員長から、早急に報告を行うべきではないかとの申入れを行いました。市長は報告を行うことについて検討し、かつ、判断までに時間を要し、本年3月21日の総務財政委員会において報告に至ったところであります。しかし、その報告の内容は、現段階では新学部の設置場所については未決定との説明にもかかわらず、配付された資料では本年3月までに新学部の設置場所を決定するとなっており、既に設置場所は決まっているのではないかと考えにいられません。

同大学の新学部設置は市民の関心が高い事柄であり、議会においても新学部の内容や設置場所などについて議論を行うべきでしたが、市長が決定した内容を議会に追認することを求めるだけのものであり、真摯な対応とは到底言えません。我々議会は議決機関であり、市長の追認機関ではありません。今後、新学部の設置を進めるに当たっては、議会において議論をすることを市長に求めるものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

す。

○議長（田仲常郎君）質疑及び討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。本件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第52 議員提出議案第4号から、日程第63 議員提出議案第15号までの12件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第4号から8号まで及び14号の6件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番 中村議員。

○5番（中村義雄君）ただいま議題となりました議員提出議案第4号から第8号及び第14号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第4号、北九州市議会委員会条例の一部改正については、北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、北九州市議会委員会条例に定める総務財政委員会、教育文化委員会及び建設建築委員会の所管に関する規定を改めるものです。

次に、第5号、国会及び政府に対し自由民主党派閥の政治資金パーティー収入をめぐる不記載事件の真相解明を求める意見書について申し上げます。

自由民主党各派閥の政治資金パーティーをめぐる政治資金報告書への不記載額は、3派閥で合計9億7,000万円に上ります。政治資金規正法は、政治資金の収支の公開を義務づけていますが、自由民主党の各派閥が行ってきた不記載及び虚偽の記載は、国民の信頼を裏切り、民主政治の根幹を揺るがしかねない重大な問題です。今回の不記載事件について、岸田総理をはじめとした政権与党の自由民主党は十分な説明責任を果たしておらず、国民の政治不信は高まるばかりです。よって、国会及び政府に対し、自由民主党派閥の政治資金パーティー収入をめぐる不記載事件について、両議院が国政調査権の権能を発揮し、真相解明を行うよう要請するものです。

次に、第6号議案、訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める意見書について申し上げます。

介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善されることによって生活が安定し、離職が防止されることに配慮がなされなければなりません。しかし、政府は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を下げようとしています。訪問介護の基本報酬を下げれば、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護の社会化に逆行する事態を起しかねません。よって、政府に対し、訪問介護の基本報酬の引下げを撤回して見直しを行い、小規模な訪問介護事業者など地域や経営の実態に対応した報酬の引上げを行うこと、介護従事者のさらなる処遇改善を行うことなどを要請するものです。

次に、第7号、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書について申し上げます。

我が国では、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできました。循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会です。地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、地域課題の解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものです。よって、政府に対し、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出支援を強化すること、エネルギー回収の高度化等を推進することなどを要請するものです。

次に、第8号、若者のオーバードーズ（市販薬の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について申し上げます。

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用、依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあります。不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、その効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで様々な障害を引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生しています。市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、乱用が発見されにくいと同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もあります。よって、政府に対し、オーバードーズによる健康被害から一人でも多くの若者を守るために、購入者が高校生、中学生等である場合の氏名や年齢、使用状況等の確認に加えて、副作用などの説明を必須とすることなどを要請するものです。

次に、第14号、商店街・市場の火災を予防するための対策の徹底強化を求める決議について申し上げます。

消防年報によると、市内における商店街・市場の火災は1985年から2024年までの40年間で22件、1.8年に1件の割合で起こっており、異常事態とも言えます。商店街・市場の火災は市や市民の財産の焼失そのものであるため、本市で連続発生する大規模な商店街・市場の火災の原因を分析し、対策を強化することは、市政にとって喫緊の課題です。よって、本市に対し、商店街・市場の火災を予防するための対策の徹底強化を要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第9号及び10号の2件について、提案理由の説明を求めます。39番 小宮議員。

○39番（小宮けい子君）ただいま議題となりました議員提出議案第9号及び第10号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第9号、子ども・子育て支援金制度の撤回を求める意見書について申し上げます。

政府は本年2月16日、医療保険加入者1人当たり月平均約500円の追加負担を強いる子ども・子育て支援金制度を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案を閣議決定しました。新たに導入しようとする子ども・子育て支援金制度は、現行の医療保険の保険料に上乘せして加入者に負担を求めるもので、実施されれば賃金引上げの恩恵を受けない加入者の負担が急増するなど、保険本来の機能が失われかねない重大な問題を含んでいます。よって、政府に対し、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に含まれる子ども・子育て支援金制度については撤回すること、必要な財源は医療保険料の引上げではなく、抜本的な税制改革等によって対応することを要請するものです。

次に、第10号、能登半島地震に対して国を挙げて支援を求める意見書について申し上げます。

本年1月1日に石川県能登半島でマグニチュード7.6の巨大直下型地震が発生し、被災地には甚大な被害がもたらされました。今もなお1万人を超える被災者の方々が避難生活を余儀なくされています。一方、2025年に開催予定の大阪・関西万博に要する総事業費は1兆円を超えと言われており、建設資材、人的資源、予算などは一刻も早く被災地へと振り向けるべきです。国として優先すべき課題は国民の生命と暮らしを守ることであり、被災地支援を最優先させることこそがその最たるものであると考えられます。よって、国会及び政府に対し、大阪・関西万博の開催計画の再考と、万博に投じられる予算と資源を能登半島地震の被災地復興と被災者支援に充てることを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第11号から13号まで及び15号の4件について、提案理由の説明を求めます。48番 大石議員。

○48番（大石正信君）ただいま議題となりました議員提出議案第11号から13号及び15号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、議案第11号、派閥パーティー裏金事件の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書についてです。

自由民主党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金事件の徹底究明と、企業・団体献金の禁止が政治の腐敗を断ち切る上で急務となっています。1980年代から1990年代初めにリクルート事件や東京佐川急便事件などの汚職事件が多発し、厳しい批判を浴びました。その中で議員個人への企業献金は禁止されたものの、企業による政党への献金とパーティー券の購入という2つの抜け穴が残されました。同じような事件が繰り返されたこと自体、企業献金の賄賂性の根深さを示しています。疑惑の根を断つ最大の保障は、パーティー券収入を含む企業・団体献金の禁止です。よって、本市議会は国会及び政府に対し、派閥パーティー裏金事件の徹底究明と

再発防止のため、強制力のある証人喚問と企業・団体献金の禁止を強く要請します。

次に、議案第12号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書についてです。

加齢に伴う難聴は日常生活を不便にし、症状が進行すれば人とのコミュニケーションも難しくなり、高齢者の社会的孤立や鬱病、認知症につながる危険性を高めるという研究結果も報告されています。平成27年1月に策定された新オレンジプランにおいて、難聴は認知症の危険因子とされています。しかし、日本において補聴器の価格は安価なものでも片耳で数万円、高価なものでは数十万円と非常に高価です。しかも、保険適用がされず、全額自己負担となるため、購入自体が非常に困難な状況であることが、補聴器が普及しない要因の一つとなっています。現在の国の制度での対象は僅かで、購入者の多くは自費で購入せざるを得ない状況です。よって、本市議会は政府に対し、聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究の結果を早期に取りまとめ、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう強く要請します。

次に、議案第13号、家族法制見直しの慎重かつ丁寧な議論及び検討に関する意見書についてです。

法務省法制審議会は、離婚後共同親権制の導入等を柱とする民法改正案要綱を承認し、今通常国会で法案提出及び審議が見込まれています。しかしながら、同審議会家族法制部会には、子と別居する親の意見を代表する者が委員として参加しているのに対し、ドメスティックバイオレンスや虐待の被害当事者を代表する委員が参加していないことをはじめ、DV、虐待の被害の実態、被害者支援の現場の実情、家庭裁判所実務における現実の対応状況などから遊離した形で拙速に検討が進んでいると指摘されています。よって、本市議会は国会及び政府に対し、慎重かつ丁寧に家族法制見直しの議論及び検討を進めることを求めるよう強く要請します。

最後に、議案第15号、能登半島地震を教訓とした防災対策の見直しと強化を求める決議についてです。

能登半島地震で大きな被害を受けた石川県は、昨年地域防災計画を修正したばかりですが、今回の地震はその規模、人的被害、建物の全壊数などいずれも事前の予測を大きく上回った。北九州市には小倉東断層、福智山断層が通っていますが、小倉東断層は海を越えて沿岸活断層が走り、下関市まで連続する可能性が指摘されています。よって、本市議会は本市に対し、福岡県に対して新しい知見に基づいて改めて津波を含めた被害想定、防災対策の見直しを強く求めること、また、水や食料、生活必需品の公的備蓄、トイレ対策、入浴支援などの避難所運営の在り方を見直すとともに、住宅の耐震化や住宅再建支援、上下水道のライフラインの耐震化及び災害対策本部の機能を適切に見直すことを強く要請します。

以上、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終

わります。

○議長（田仲常郎君）質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案12件については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。51番 篠原議員。

○51番（篠原研治君）日本維新の会の篠原研治です。会派を代表して、提出された議員提出議案に対して討論させていただきます。

まず、議員提出議案第10号、能登半島地震に対して国を挙げて支援を求める意見書について反対の立場で討論させていただきます。

今年1月1日に発生した石川県能登半島地震については、甚大な被害があり、一刻も早い生活再建、復興への対応が必要と考えています。今回提出された意見書のタイトルは、能登半島地震に対して国を挙げて支援を求める意見書としながらも、内容の大半は大阪・関西万博を見直して被災地支援に集中するべきという内容です。被災地復興支援は国を挙げて進めていくべきものでありますが、万博の開催計画の見直しがどのように被災地復興につながるのか、そして、一日でも早い被災地復興を目指すために、なぜ大阪・関西万博だけを見直すのか、被災地復興と大阪・関西万博との関係性が一切理解できません。そして、タイトルは被災地復興という文言にしながらも、中身は大阪・関西万博を見直すという内容が大半を占めていることを考えると、この意見書の賛否が北九州市民に公開されたときに、誤解や混乱を招くおそれがあるとも感じます。内容と意見書のタイトルの在り方を含め、この意見書に賛同できないと考え、反対とさせていただきます。

次に、議員提出議案第11号、派閥パーティー裏金事件の徹底究明と企業・団体献金の禁止を求める意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。

自由民主党派閥、政治資金パーティーをめぐる裏金事件は、現在社会問題となっています。これまでも政治家と金の問題は幾度となく議論され、抜本的な解決に至っていません。企業、団体からの多額の献金が政策決定をゆがめている弊害について、かねてから指摘が繰り返されています。自由民主党が発表している政治改革大綱の中で、政治家個人またはその政治団体に対する寄附は、情実や直接の利害が絡む場合があると明記されており、つまり寄附が政策決定に影響するということを認めています。しかし、自由民主党は自由主義経済において法人が重要な役割を担っていることなどを理由に、企業・団体献金の廃止提案を見送っています。

政治資金パーティーとは、本来草の根民主主義を支える手段であり、組織や看板を持たない者が広く薄く多くの支援を集めるために会合を開く、新たな人材が政界に参入するための言わばチャリティーイベントのような手段であり、民主主義にとっていまだ重要であると考えま

す。一方で、今の政治資金パーティーは、その本来の趣旨から大きく逸脱し、パーティー券の大口購入者は企業、団体ばかりで、企業・団体献金の代わりとして利用されるようなケースが多く、今日の裏金問題が発生するに至ったと考えています。

こうした現行の政治資金パーティーの仕組みは、抜本的な見直しが必要です。具体的には、広く薄く草の根の支援を集める本来の趣旨に立ち返るため、企業、団体によるパーティー券の購入を禁止にする、パーティー券の購入、販売には上限を設け、大口の購入、販売を制限する、パーティー券の購入者は政治資金収支報告書に全て記載し、報告するなど、政治資金パーティーを含む企業、団体からの献金を禁止し、献金の在り方を一から考え直す必要があります。

地方議員が責任者を務める政党支部や政治資金団体の収支報告書を確認すると、その地方議員に献金している企業が、献金している対象の議員の自治体から公共事業の発注を受けているケースが多く見受けられます。法的に問題はなくても、疑義が生まれることは明らかであり、寄附の本来の在り方から大きく外れたものになりかねない状態です。よって、企業・団体献金は禁止すべきであるという考えの下、日本維新の会として賛成すべきものと考えます。

最後に、議員提出議案第13号、家族法制見直しの慎重かつ丁寧な議論及び検討に関する意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

現在、離婚後共同親権制の導入の議論が進んでいますが、その背景として、親権を取れなかった親は子供とのつながりが少なくなり、養育費の未払いが発生したり、子供との面会交流が予定どおり行われないケースが生じています。時代の変化とともに単独親権制が合わなくなり、共同親権制の導入が求められています。

養育費の実例でも、離婚したパートナーと連絡を取りたくないという理由で養育費を諦め、面会もさせないという判断をするケースもあります。子供としては父親も母親も血のつながりを持った唯一の存在であり、子供が求める場合においては親の都合で子供の権利を阻害することは許されないことであると考えます。

現在の日本では、虐待によって殺された子供たちのうち35%が独り親もしくは内縁関係者からの被害となっています。独り親家庭の子供が虐待を受けていても、児童相談所からその事実を別居している親に知らせることができません。親権を持たず、遠くで幸せを願っていた血を分けた我が子が、虐待によって変わり果てた姿になり、なぜ守ってやれなかったのかと生き地獄を過ごすこととなります。親権制度の在り方の観点の一つとして、離婚後の養育負担が一方のみに偏ることがないように、父親と母親が共同で子供の養育を担っていくことが、女性活躍について有意義であるという見方もできます。また、DV被害の問題については、令和5年度にDV防止法が改正され、厳罰化、強化されています。DV被害はDV対策によって解決することが必要と考えます。

今回の意見書は、家族法制の見直しを慎重かつ丁寧に議論してほしいという内容ですが、国

では令和3年度から共同親権制導入についての議論が本格的に進められています。日本維新の会会派としては、共同親権導入について長い期間議論してきたこと、単独親権制によって権利を阻害されている子供が現在も存在していること、単独親権制により情報共有がされず、虐待死する子供たちが存在していることなどを踏まえると、一日でも早く共同親権を選択できるようにすることは、これからの未来を担う子供たちにとって必要であると考え、この意見書には反対させていただきます。

これで議員提出議案に対する討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第4号から8号まで及び14号の6件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号及び10号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、議員提出議案第11号、12号及び15号の3件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、議員提出議案第13号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第64 陳情の審査結果についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員会から報告のありました陳情4件のうち、さきに不採択の取扱いをした陳情第185号を除く陳情3件については、審査の経過及び結果についての各委員長の報告は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、各委員長の報告は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

まず、陳情第107号について採決いたします。委員会報告書は不採択であります。本件については、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第176号について採決いたします。委員会報告書は不採択であります。本件については、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第175号について採決いたします。委員会報告書は不採択であります。本件については、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第65 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願13件及び陳情148件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第66 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第67 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、1件の議員派遣を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第68 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番 吉村議員、24番 渡辺議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和6年2月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午後0時43分閉会